

いじめ防止等のための対策に関する基本方針

大仙市立中仙小学校

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）は、大人が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題です。

いじめの防止等のため、教職員は、日頃から、分かる授業、楽しい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要です。

また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があります、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要があります。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

以上のことを踏まえつつ、中仙小学校(以下、本校)では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために次のように取り組んでまいります。

1 いじめの防止基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「本校児童に対して、当該児童以外の本校の児童等、当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改訂平成29年3月14日））では、具体的ないじめの態様として以下のようなものが示されている。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ防止等のための対策の基本理念

- ①教育活動全体を通じて、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやり、安心して心豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②いじめに向かわせないための未然防止の取組として、いじめ問題について学び、主体的に考え、議論すること等の活動に取り組む。

- ③いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等について学ばせ、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ④「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

委員長：校長

委員：教頭，生徒指導主事，教務主任，学年主任，当該担任，養護教諭，
(必要に応じて保護者，行政等の専門家，スクールカウンセラー等)

(2) いじめ防止対策委員会の役割

当委員会は、組織的にいじめの問題に取り組むために、次のような役割を担う。また、前・後期の始めと終わり、並びに必要に応じて開催する。

- ①「中仙小学校いじめ防止等のための対策に関する基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・点検・修正の中核的役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 対応の手順

- ①いじめに関する事象が発見された場合はすみやかに管理職に報告する。
- ②校長は、生徒指導主事・担任等による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、いじめ防止対策委員会を開催する。
- ③いじめ防止対策委員会では、児童からの聴取，聴取後の対応，保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。
- ④校長は、③の内容を教育委員会へ報告するとともに、教育委員会と連携して対応にあたる。
- ⑤いじめ事象のレベルに応じて対応方針及び対応措置をいじめ防止対策委員会で決定するが、警察との連携が必要な事案に関しては、教育委員会を通じて警察へ相談や通報を行う。なお、通報時には被害者及びその保護者の意向をよく把握し、適切に対応する。
- ⑥指導後、改善が見られた場合でも継続して見守り，再発防止についての取組(継続的な観察・指導，保護者との連携・行政機関との連携)を行う。

(4) 実態把握

いじめ防止対策委員会は、いじめに関する調査を定期的実施する。

(5) 教職員への取組支援

- ①いじめ防止対策委員会は、いじめ防止・解決に関わる資料を集め活用方法を広く紹介する。

- ②いじめ防止対策委員会は、いじめ防止に関わる校内研修を実施する。
- ③いじめ防止対策委員会は、ネットトラブルに関わる問題等の講習会を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

3 いじめの未然防止のための取組

「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたる。全ての児童に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。また、授業や特別活動、道徳等において、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めるなど、全ての教育活動を通していじめの未然防止に向けた取組を推進する。

(1) 児童会の主体的な取組により「いじめを生まない学校風土」をつくる。

- ①あいさつ運動の実施
- ②学習発表会へのお年寄り招待
- ③どんぱんグループ（縦割り）を使った集会の充実 等

(2) 一人一人が認めたり生かしたりする場を設定し、自己肯定感を高める。

- ①友達同士で認め合う活動を、授業や特別活動等で取り入れる。
- ②自己有用感を高めるよう、当番活動、係活動、縦割り活動を充実させる。

(3) 自立心や自律性、生命を尊重する心、規範意識、社会参画への意欲や態度を育成する。

道徳科の内容と特別活動の様々な活動との関連を図った指導計画を作成し、道徳科で育成する道徳的実践力と、特別活動における具体的な活動場面での道徳的実践が有機的に関連し、それぞれの学びや活動がより効果的に行われるようにする。

(4) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努める。

①学級担任等

- ア 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- イ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ウ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- エ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

②養護教諭

- ア 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

③生徒指導担当教員

- ア いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- イ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

④管理職

- ア 全校集会などで校長が日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ウ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

エ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。

(5) 地域の「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう体験活動を充実させ、心の通う対人交流の能力を養う。

(6) 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組について自己評価を行うとともに、その結果を学校評議員会等に報告する。

4 いじめの早期発見

(1) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。いじめは、大人の目に付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもつ。特に友人関係の変化には、学年部等で共通理解していく。

①学級担任等

ア 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す些細な変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

イ 休み時間や放課後の児童との会話や一人勉強ノートの日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

エ 児童の生活実態や悩み、人間関係などをきめ細かく把握するとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

②養護教諭

ア 保健室を利用する児童との会話の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

イ 来室調べや来室の様子をもとに、管理職や学級担任との連絡を密にする。

③生徒指導担当教員

ア 「学校生活アンケート調査(6, 11, 2月)」や教育相談等に計画的に取り組む。

イ 保健室の利用、電話相談窓口について周知する。

④管理職

ア 児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

イ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

ウ 休み時間や昼休み時間の校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

(2) 毎月実施する職員会議で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、学校を欠席した児童に対する教職員の初期対応について、共通理解を図った取組をする。

(3) いじめの把握にあたっては、養護教諭やスクールカウンセラーなど学校内外の専門家との連携に努める。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守る。

(4) 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制を整備する。

(5) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応する。

5 いじめに対する措置

詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。

(1) 情報を集める。

①学級担任等，養護教諭

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は，複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- イ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。
- ウ 発見・通報を受けた場合は，一人で抱え込まず，いじめ防止対策委員会に情報を報告する。

②いじめ防止対策委員会

- ア 指導・支援体制を組む(学級担任等，養護教諭，生徒指導担当教員，管理職などで役割を分担)。
- イ 教職員，児童，保護者，地域住民，その他からいじめの情報を集める。その際得られた情報は確実に記録に残す。
- ウ 事実確認の結果は，校長が教育委員会に報告するとともに，被害・加害児童の保護者に連絡する。
- エ 児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。
- オ 現状を常に把握し，随時，指導・支援体制に修正を加え，組織でより適切に対応する。

③児童への指導・支援

ア いじめられた児童への対応

- ・ いじめられた児童から，事実関係の聴取を行う。その際，いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど，自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに，いじめられた児童に対し，徹底して守り通すことを伝え，不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

イ いじめた児童への対応

- ・ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめたことが確認された場合，複数の教職員が連携し，組織的にいじめをやめさせ，その再発を防止する。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習，家庭の悩み等）があっても，いじめに向かうのではなく，運動や読書などでの的確に発散できる力を育てていく。
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は，所轄警察署とも連携して対応する。

ウ 集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう、無関心でいるのはやめようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

エ いじめ防止対策委員会

- ・状況に応じて、心理・福祉の専門家や教員・警察官の経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継ぎを行う。

オ 保護者との連携

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめの事案に関する情報を適切に提供する。

6 家庭・地域社会との連携

- (1) 「中仙小学校いじめ防止等のための対策に関する基本方針」を学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- (2) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校報などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- (3) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたる。
- (4) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみで進める。
- (5) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、総合教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

7 重大事態への対処について

(1) 重大事態が発生した場合について

- ①いじめ防止対策委員会は、次のような重大事態が発生した場合、情報の収集と共有を行う。

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を計画した場合等）

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続しているような場合などは、迅速に調査に着手）

* いじめられて重大事態に至ったという申し立てが児童や保護者からあったとき

- ②いじめ防止対策委員会で、いじめの事実確認を行い、結果を教育委員会へ報告する。

(2) 学校が調査主体の場合

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置

○組織構成については、いじめ対策委員に加えて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の

参加を図り，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

②調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施

○いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。その際，因果関係の特定を急ぐのではなく，客観的な事実関係を速やかに調査する。

○調査主体に不都合なことがあったとしても，事実にしっかりと向き合う姿勢を大切にする。

○先行して調査している場合も，調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

○調査により明らかになった事実関係について，情報を適切に提供する。

○関係者の個人情報に十分配慮する。ただし，いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないようにする。

○得られたアンケートは，いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象の在校生や保護者に説明するなどの措置をとる。

④調査結果を踏まえた必要な措置

(3) 教育委員会が調査主体の場合

教育委員会の指示の下，資料の提出など，調査に協力する。